

【2 通貨機能付ソニーカード会員規約】

変更箇所および変更内容(新旧対比)

新	旧
<p>会員は、本規約(本規約に付帯して別に定める規約、規定および特約を含みます。以下同じ。)に従い、<u>ソニー銀行株式会社</u>(以下「会社」といいます。)が発行する<u>ソニーカード</u>(以下「カード」といいます。)を利用することができます。</p>	<p>会員は、本規約(本規約に付帯して別に定める規約、規定および特約を含みます。以下同じ。)に従い、<u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u>(以下「会社」といいます。)が発行する<u>ソニーファイナンスインターナショナルクレジットカード</u>(以下「カード」といいます。)を利用することができます。</p>
<p>第1条(会員)</p> <p>1. 会員とは、<u>会社に日本円建て普通預金口座</u>(以下「<u>円普通預金口座</u>」)といひます。)と会社が指定する外国通貨(以下「<u>指定通貨</u>」)といひます。)建て普通預金口座(以下「<u>外貨普通預金口座</u>」)といひます。<u>円普通預金口座と外貨普通預金口座を総称して、以下「お支払い口座</u>」)といひます。)の両方の口座をお持ちの方であつて、本規約に同意のうえ、<u>会社に入会の申込みをされ、会社が審査のうえ入会を認めた方</u>をいひます。なお、会員は、個人を対象とし、法人その他の団体は会員になることはできません。</p> <p>2.~5.(省略)</p>	<p>第1条(会員)</p> <p>1. 会員とは、<u>会社と提携する金融機関の日本円建て普通預金口座</u>(以下「<u>円口座</u>」)といひます。)と会社が指定する外国通貨(以下「<u>指定通貨</u>」)といひます。)建て普通預金口座(以下「<u>指定通貨口座</u>」)といひます。<u>円口座と指定通貨口座を総称して、以下「お支払い口座</u>」)といひます。)の両方の口座をお持ちの方であつて、本規約を承認のうえ、<u>会社に入会の申込みをされ、会社が審査のうえ入会を認めた方</u>をいひます。なお、会員は、個人を対象とし、法人その他の団体は会員になることはできません。</p> <p>2.~5.(省略)</p>
<p>第2条(お支払い口座の設定)</p> <p>会員は、<u>入会申し込み時に、会社所定の方法によりお支払い口座をカードご利用代金等の決済口座とする手続きをおとりいただきます。会社は、お支払い口座の設定後入会手続きをするものとします。</u></p>	<p>第2条(お支払い口座の設定)</p> <p>会員は、入会時に、<u>お支払い口座をカードご利用代金等の決済口座とする手続きをおとりいただきます。ただし、なんらかの不備などにより手続き未了の場合は、遅くともカード発行日から2ヶ月以内にお支払い口座の設定手続きを完了していただきます。</u></p>

<p>第6条(カードの貸与と取扱い)</p> <p>1.~3.(省略)</p> <p>4. 会員が前3項のいずれかに違反し、その違反によりカードが不正に利用された場合、会員は、<u>カードの不正利用によるカードご利用代金等のすべてについて支払いの責任を負担していただきます。</u></p> <p>5. 会社は、カード利用に際して必要となる情報をカードに表示し、<u>カードの磁気ストライプおよびカードに組み込まれたICチップに記録するほか、会社が別に定めて会員に提供するサービスに関する機能をICチップに搭載して、カードを会員にお貸しいたします。会員は、これらの情報を第三者に知られることのないよう十分注意していただくものとします。なお、カードは、高温多湿な環境および強い磁気のはたらく環境に置いたり、また、破損したり、強い衝撃を与えた場合には、使用できなくなる場合がありますので、会員は、このような取扱いをしないように十分注意していただくものとします。</u></p>	<p>第6条(カードの貸与と取扱い)</p> <p>1.~3.(省略)</p> <p>4. 会員が前3項のいずれかに違反し、その違反によりカードが<u>他人に不正に利用された場合</u>、会員は、<u>他人のカード不正利用によるカードご利用代金等のすべてについて支払いの責任を負担していただきます。</u></p> <p>5. 会社は、カード利用に際して必要となる情報をカードに表示し、<u>カードの磁気ストライプならびにカードに組み込まれた接触ICや非接触ICに記録するほか、会社が別に定めて会員に提供するサービスに関する機能をこれらのICに搭載して、カードを会員にお貸しいたします。会員は、これらの情報を第三者に知られることのないよう十分注意していただくものとします。なお、カードは、高温多湿な環境および強い磁気のはたらく環境に置いたり、また、破損したり、強い衝撃を与えた場合には、使用できなくなる場合がありますので、会員は、このような取扱いをしないように充分注意していただくものとします。</u></p>
<p>第7条(カードの有効期限)</p> <p>1.~2.(省略)</p> <p>3. 会員は、新カードを受領したときは、前条第1項と同様の手順で新カードを確認のうえご署名いただき、有効期限の経過したカードについては会社に返却するか、切断して使用不能な状態にして破棄していただきます。</p> <p>4.(省略)</p> <p>5. <u>会社は、会社の都合により、有効期限内のカードについてもそのサービスの全部または一部を変更または終了する場合があります。この</u></p>	<p>第7条(カードの有効期限)</p> <p>1.~2.(省略)</p> <p>3. 会員は、新カードを受領したときは、前条第1項と同様の手順で新カードを確認のうえご署名いただき、有効期限の経過したカード(<u>エディが蓄積されているカードは除きます。</u>)については会社に返却するか、切断して使用不能な状態にして破棄していただきます。<u>会員は、有効期限の経過したカードにエディが蓄積されている場合には、これを使いきった後に、同様の手続きをおとりいただきます。</u></p> <p>4.(省略)</p> <p>(新設)</p>

<p>場合、会社は事前にその旨を会員に通知いたします。</p> <p>6. 会社は、カードが第三者に不正に利用されているまたはそのおそれがあると判断した場合、会員に通知のうえカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとします。この場合、会員は、会社が行う不正利用等に関する調査等に協力するものとします。</p>	
<p>第8条(暗証番号)</p> <p>1. カードの暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)は、会社が指定した入会申込方法による場合を除き、会社が定めて会員に通知いたします。会社が指定する入会申込方法において、会員に暗証番号をご指定いただく場合には、会社が定める指定禁止番号を暗証番号とすることはできません。その場合、会社は会社が決定した任意の番号を会員のカードの暗証番号として登録することができるものとします。</p> <p>2. カードの暗証番号を変更する場合、会員はカードに蓄積されたエディを使い終わった後、会社が定める手続に従い、会社にお申し出いただくものとします。この場合、会員は、会社が別途定める再発行手数料を支払うものとします。なお、暗証番号変更手続に際してエディが蓄積されたままでカードが返却された場合、会社は当該エディを第26条第1項の定めに従い取り扱うものとします。</p> <p>3. 会員は、暗証番号を他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意をはらって管理していただくものとします。カード利用にあたり、暗証番号が使用されたときは、会員ご本人によって使用されたものとみなします。万一他人によって使用された場合、会員が会社に対して会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったことを証明するとともに、会員</p>	<p>第8条(暗証番号)</p> <p>1. 会社は、任意の番号を会員のカードの暗証番号として付与いたします。ただし、会社が定める入会申込方法による入会申込時に限り、会員は、カードの暗証番号をご指定いただくことができます。なお、会員からご指定がない場合、会社が定める指定禁止番号を指定された場合または再発行の場合は、会社は任意の番号をカードの暗証番号として付与いたします。</p> <p>2. カードの暗証番号を変更する場合、会員はカードに蓄積されたエディを使い終わった後、会社が定める届出用紙にカードを添えて、会社にお申し出いただくものとします。ただし、この場合、変更後の暗証番号をご指定いただくことはできません。会社は、任意の番号をカードの暗証番号として付与した後、カードを再発行し、会員に貸与するとともに、変更後の暗証番号を会員に通知いたします。この場合、会員は、会社が別途定める再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、暗証番号を他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意をはらって管理していただきます。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、会員ご本人によって使用されたものとみなし、万一他人によって使用された場合といえども、これによって生じた一切の債務は、会員に負担していただくものとします。ただし、会員が会社に対して会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち</p>

<p>が会社の求める調査に協力していただき、調査の結果、会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったにもかかわらず他人による不正利用が発生したと会社が認めた場合を除き、これによって生じた一切の債務は、<u>会員に負担していただくものとします。</u></p> <p>4.(省略)</p>	<p>度がなかったことを証明するとともに、会員が会社の求める調査に協力し、調査の結果、会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったにもかかわらず他人による不正利用が発生したと会社が認めた場合には、<u>この限りではないものとします。</u></p> <p>4.(省略)</p>
<p>第9条 カードは、カードショッピング(カードによる商品、サービス等の購入等)<u>機能を有しています。なお、一部に電子マネーエディを搭載するカードがあります。</u></p>	<p>第9条 カードは、カードショッピング(カードによる商品、サービス等の購入等)<u>のほか Edy(電子マネー)カードの機能を併せ持ちます。ただし、カードの種類により、一部付加されない機能があります。</u></p>
<p>第10条(カードの利用枠) 1.~3.(省略) 4. <u>リボルビング払いは、未決済残高がリボルビング払い利用枠を超えない範囲で利用することができます。ただし、リボルビング払いの未決済残高と1回払いの未決済残高がカード総利用枠を超えない範囲で利用することができます。</u> 5. <u>1回払いは、1回払いの未決済残高とリボルビング払いの未決済残高がカード総利用枠を超えない範囲で利用することができます。</u> 6. (省略) 7. <u>会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、増額あるいは減額することができるものとします。なお、増額変更について会員から異議のお申し出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。</u> 8. <u>会員は、カード利用枠内であっても、現金を得ることを目的とした商品・サービスの購入な</u></p>	<p>第10条(カードの利用枠) 1.~3.(省略) 4. <u>リボルビング払いは、未決済残高がリボルビング払い利用枠を超えない範囲で利用することができます。なお、1回払いは、1回払いの未決済残高とリボルビング払いの未決済残高がカード総利用枠を超えない範囲で利用することができます。</u> (新設) 5. (省略) 6. <u>会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、<u>直ちに</u>増額あるいは減額することができるものとします。なお、増額変更について会員から異議のお申し出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。</u> (新設)</p>

<p>どに、カードを利用してはならないものとします。</p>	
<p>第12条(カードの再発行) 会社は、会員に対して、原則としてカードの再発行を行わないものとします。ただし、カードの紛失・盗難・毀損・汚損・滅失または暗証番号の誤使用による接触 IC 機能の停止等の事由で会社が承認した場合には、カード再発行手数料をお支払いいただくことによりカードを再発行いたします。なお、カードの機能不良による場合には、会社が別に定める手続きによるものとします。</p>	<p>第 12 条(カードの再発行) 会社は、会員に対して、原則としてカードの再発行を行わないものとします。ただし、カードの紛失・盗難・毀損・汚損・滅失または暗証番号の誤りによる接触 IC 機能の停止等の事由で会社が承認した場合には、カード再発行手数料をお支払いいただくことによりカードを再発行いたします。なお、カードの機能不良による場合には、会社が別に定める手続きによるものとします。</p>
<p>第14条(会員に生じた損害のてん補) 1.前条第1項の定めにかかわらず、会員が前条第2項の会社への通知ならびに警察署への届出をすみやかに行った場合で、第3項に定める事由に該当していない場合は、会社は、本条にもとづき、他人によるカードの不正利用(エディ搭載カードの場合、エディの不正利用は除きます。以下同じ。)にもとづき会員が負担する債務についての会員の損害をてん補するものとします。 2. (省略) 3.①～⑤(省略) ⑥カードショッピング取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害である場合(第8条第3項に定める免責の場合を除く) ⑦～⑩(省略) 4.～6.(省略)</p>	<p>第 14 条(会員に生じた損害のてん補) 1.前条第 1 項の定めにかかわらず、会員が前条第 2 項の会社への通知ならびに警察署への届出をすみやかに行った場合は、会社は、本条にもとづき、他人によるカードの不正利用(エディの不正利用は除きます。以下同じ。)にもとづき会員が負担する債務についての会員の損害をてん補するものとします。 2. (省略) 3.①～⑤(省略) ⑥暗証番号の入力を伴う取引についての損害である場合(第 8 条第3項ただし書きに定める免責の場合を除く) ⑦～⑩(省略) 4.～6.(省略)</p>
<p>第15条(カード利用の一時停止、カードの回収) 1.(省略) 2.会社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不正利用の疑いその他不審な事項がある場合には、会員にその旨通知することなく、カ</p>	<p>第 15 条(カード利用の一時停止、カードの回収) 1.(省略) 2.会社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不正利用の疑いその他不審な事項がある場合には、会員にその旨通知することなく、カ</p>

<p>ードショッピング取引等の全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機(以下「ATM等」といいます。)等を通じてカード(エディ搭載カードでエディの未使用残高がある場合にはそのエディとともに)の回収を行うことができるものとします。なお、会員は、加盟店からカードの回収の要請があったときは異議なくこれに応じるものとし、また、ATM等によるカードの回収(エディ搭載カードの場合、未使用のエディの回収を含みます。)に対して、会社に異議を申立てないものとします。</p> <p>3.(省略)</p>	<p>ードショッピング取引等の全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機(以下「ATM等」といいます。)等を通じてカード(エディの未使用残高がある場合にはそのエディとともに)の回収を行うことができるものとします。なお、会員は、加盟店からカードの回収の要請があったときは異議なくこれに応じるものとし、また、ATM等によるカードの回収(未使用のエディの回収を含みます。なお、<u>回収された未使用のエディについての取扱いは、第48条によるものとします。</u>)に対して、会社に異議を申立てないものとします。</p> <p>3.(省略)</p>
<p><u>第16条(入会後の再審査等)</u></p> <p>1. <u>会社は会員のカード利用枠等の管理のため、定期、不定期あるいは法令等の定めにより、会員の再審査を行うものとします。この場合、会員は、会社の求めに応じて、会社所定の調査票、法令等に定める資料、情報等の提出あるいは申告等を行っていただきます。</u></p> <p>2. <u>前項に定める調査票、資料、情報等の提出、申告等に応じていただけない場合や会社の再審査の結果により、会社はカード利用枠を減額あるいはカード利用を停止することができるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第17条(付帯サービス等)</u></p> <p>1.~2.(省略)</p> <p>3.<u>会員は、付帯サービスを利用いただけない場合のあること、また会社が必要と認めたときには付帯サービスおよびその内容を変更する場合のあることを、あらかじめ承諾します。</u></p> <p>4. <u>会員は、第25条により会社から会員資格の取消しを受けたとき、または第26条による退会手続きをとられたときは、付帯サービスを利用することはできないものとします。</u></p>	<p><u>第16条(付帯サービス等)</u></p> <p>1.~2.(省略)</p> <p>3.<u>会員は、付帯サービスを利用できない場合のあること、また会社が必要と認めたときには付帯サービスおよびその内容を変更する場合のあることを、あらかじめ承諾します。</u></p> <p>4.<u>会員は、第24条により会社から会員資格の取消しを受けたとき、または第25条による退会手続きをとられたときは、付帯サービスを利用</u></p>

<p>第18条(お支払い口座および支払日)</p> <p>1. 会員は、カードご利用代金等を、会員名義の<u>円普通預金口座</u>および<u>外貨普通預金口座</u>からそれぞれ口座振替の方法で、会社にお支払いいただきます。なお、カードご利用代金等の口座振替の方法は、それぞれつぎのとおりとなります。</p> <p>①代金決済通貨が日本円である加盟店(以下「日本加盟店」といいます。)でのカードご利用代金等のお支払い:<u>円普通預金口座</u>からの口座振替</p> <p>②代金決済通貨が指定通貨である加盟店(以下「指定通貨加盟店」といいます。)でのカードご利用代金等のお支払い:<u>外貨普通預金口座</u>からの口座振替</p> <p>③代金決済通貨が日本円および指定通貨以外である加盟店(以下「その他外国加盟店」といいます。)でのカードご利用代金等のお支払い:<u>外貨普通預金口座</u>からの口座振替</p> <p>2. 会員の会社に対するカードご利用代金等のお支払日は、毎月10日(当日が<u>会社休業日</u>の場合にはその翌営業日)とします。</p> <p>3.(省略)</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、会員が、書面による利用代金明細書の交付を希望された場合には、会社は、会社が会員に通知した日以降、お支払い日の前日までに、会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付いたします。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に会社に対してお申出いただくものとします。</p> <p>5.(省略)</p>	<p>することはできないものとします。</p> <p>第17条(お支払い口座および支払日)</p> <p>1. 会員は、カードご利用代金等を、会員名義の<u>円口座</u>および<u>指定通貨口座</u>からそれぞれ口座振替の方法で、会社にお支払いいただきます。なお、カードご利用代金等の口座振替の方法は、それぞれつぎのとおりとなります。</p> <p>①代金決済通貨が日本円である加盟店(以下「日本加盟店」といいます。)でのカードご利用代金等のお支払い:<u>円口座</u>からの口座振替</p> <p>②代金決済通貨が指定通貨である加盟店(以下「指定通貨加盟店」といいます。)でのカードご利用代金等のお支払い:<u>指定通貨口座</u>からの口座振替</p> <p>③代金決済通貨が日本円および指定通貨以外である加盟店(以下「その他外国加盟店」といいます。)でのカードご利用代金等のお支払い:<u>指定通貨口座</u>からの口座振替</p> <p>2. 会員の会社に対するカードご利用代金等のお支払日は、毎月10日(当日が<u>金融機関休業日</u>の場合にはその翌営業日)とします。</p> <p>3.(省略)</p> <p>4.前項の定めにかかわらず、会員が、書面による利用代金明細書の交付を希望された場合には、会社は、会社が会員に通知した日以降に<u>おいて</u>、お支払い日の前日までに、会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付いたします。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に会社に対してお申出いただくものとします。</p> <p>5.(省略)</p>
<p>第19条(海外利用代金の決済レート等)</p>	<p>第18条(海外利用代金の決済レート等)</p>

<p>1. <u>指定外貨以外でのカードご利用代金等</u>は、その利用代金を <u>Visa Worldwide Pte. Limited</u> (以下「<u>Visa</u>」といいます。)の決済センターにおいて集中決済された時点での<u>Visa</u>の指定するレートに、海外取引関係事務処理経費として 1.63%を加えたレートで<u>指定外貨</u>に換算して、会員にご請求いたします。</p> <p>2.(省略)</p>	<p>1.<u>その他外国加盟店でのカードご利用代金等</u>は、その利用代金を <u>Visa インターナショナルサービスアソシエーション</u>(以下「<u>Visa インター</u>」といいます。)の決済センターにおいて集中決済された時点での <u>Visa インター</u>の指定するレートに、海外取引関係事務処理経費として 1.63%を加えたレートで<u>指定通貨</u>に換算して、会員にご請求いたします。</p> <p>2.(省略)</p>
<p>第<u>20</u>条(ご利用代金の締切日)</p> <p>1.(省略)</p> <p>2. 会社と提携したクレジットカード会社および <u>Visa</u>と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店でのカードショッピングご利用代金については、実際のご利用日にかかわらず、会社への債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日の属する月の15日(債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日が16日以降の場合は、翌月15日)を締切日とします。</p>	<p>第 <u>19</u> 条(ご利用代金の締切日)</p> <p>1.(省略)</p> <p>2.会社と提携したクレジットカード会社および <u>Visa インター</u>と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店でのカードショッピングご利用代金については、実際のご利用日にかかわらず、会社への債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日の属する月の15日(債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日が16日以降の場合は、翌月15日)を締切日とします。</p>
<p>第<u>21</u>条(お支払い口座の残高不足等による再振替等)</p> <p>1. お支払い口座の残高不足等により、お支払日に、カードご利用代金等の口座振替ができない場合には、会社は、お支払日以降の会社が定める任意の日において、その一部または全部につき再度口座振替を行うことができますものとします。ただし、会社が、口座振替できなかったカードご利用代金等について、お支払いの日時・場所・方法を別途指定したときは、会員は、その指定に従いお支払いいただきます。</p> <p><u>旧 2.~3.(削除)</u></p>	<p>第 <u>20</u> 条(お支払い口座の残高不足等による再振替等)</p> <p>1. お支払い口座の残高不足等により、お支払日に、カードご利用代金等の口座振替ができない場合には、会社は、お支払日以降の任意の日において、その一部または全部につき再度口座振替を行うことができますものとします。ただし、会社が、口座振替できなかったカードご利用代金等について、お支払いの日時・場所・方法を別途指定したときは、会員は、その指定に従いお支払いいただきます。</p> <p><u>2. 会員は、前項の場合において、会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数1回につき400円、また、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき400円を</u></p>

	<p>別途会社にお支払いいただきます。</p> <p><u>3. 会員は、会員の都合により、会社から集金のため訪問を受けた場合、訪問回数1回につき1,000円を、その都度会社にお支払いいただきます。</u></p>
<p>第22条(支払い金等の充当順位) (省略)</p>	<p>第21条(支払い金等の充当順位) (省略)</p>
<p>第23条(手数料率、利率の変更) (省略)</p>	<p>第22条(手数料率、利率の変更) (省略)</p>
<p>第24条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、つぎのいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>①～②(省略)</p> <p><u>旧③(削除)</u></p> <p><u>③差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき</u></p> <p><u>④破産、再生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき</u></p> <p><u>⑤商品の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき</u></p> <p><u>⑥第10条第8項に違反したとき</u></p> <p>⑦(省略)</p> <p><u>⑧第29条に違反したとき、または第29条により表明および確約した内容が虚偽であることが判明したとき</u></p> <p>⑨(省略)</p> <p>2.(省略)</p> <p>3. 会員は、前2項の債務の全額をお支払いいただく場合には、会社の指定する金融機関の口座に送金することによりお支払いいただきます。この場合、指定通貨によるお支払い予定の債務については、当社所定の決済レートにより日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。</p>	<p>第23条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、つぎのいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>①～②(省略)</p> <p><u>③補助開始、保佐開始、後見開始の審判を受けたとき</u></p> <p><u>④差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき</u></p> <p><u>⑤破産、再生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき</u></p> <p><u>⑥商品の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑦(省略)</p> <p><u>⑧第28条に違反したとき、または第28条第1項により誓約および確約した内容が虚偽であることが判明したとき</u></p> <p>⑨(省略)</p> <p>2.(省略)</p> <p>3. 会員は、前2項の債務の全額をお支払いいただく場合には、会社の指定する金融機関の口座に送金もしくは会社に持参してお支払いいただきます。この場合、指定通貨によるお支払い予定の債務については、当社所定の決済レートにより日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。また、会社が必要と認めた場合は、</p>

	第 20 条第 1 項の <u>ただし書きの定めによりお支払いいただきます。</u>
第 25 条(会員資格の取消し) (省略)	第 24 条(会員資格の取消し) (省略)
第 26 条(退会) 1. 会員が退会を希望する場合は、カードに蓄積されたエディを使い終わった後に、カード(家族カードが発行されている場合は家族カードを含みます。)を添え、会社が定める届出用紙により、会社にお申出いただくものとします。会社が、カードおよび退会届出用紙を受領し、手続きを完了した時に退会とさせていただきます。ただし、退会のお申出時において、会社に対するカードご利用代金等の債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。 <u>また会社は、エディが蓄積されたままでカードが返却された場合においては、会員がエディ発行者に対し当該エディについての権利を放棄したものとみなし、当該エディの精算手続きは行いません。</u> 2.(省略) 3. 会社が本規約にもとづき会員に送付したカードを、会社が定める相当の期間内に、会員が受領しない場合(郵便不着等による再配達のお申し出をいただけない場合を含みます。)には、会社は、会員が退会の申出をされたものとして取扱うものとします。	第 25 条(退会) 1. 会員が退会を希望する場合は、カードに蓄積されたエディを使い終わった後に、カード(家族カードが発行されている場合は家族カードを含みます。)を添え、会社が定める届出用紙により、会社にお申出いただくものとします。会社が、カードおよび退会届出用紙を受領し、手続きを完了した時に退会とさせていただきます。ただし、退会のお申出時において、会社に対するカードご利用代金等の債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。 <u>また、返却されたカードに蓄積されたエディについては、精算は行いません。</u> 2.省略) 3. 会社が本規約にもとづき会員に送付したカードを、会社が定める相当の期間内に、会員が受領しない場合には、会社は、会員が退会の申出をされたものとして取扱うものとします。
第 27 条(公正証書の作成) (省略)	第 26 条(公正証書の作成) (省略)
第 28 条(費用の負担) (省略)	第 27 条(費用の負担) (省略)
第 29 条(反社会的勢力に関する条項) 1. 会員は、①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止さ	第 28 条(反社会的勢力に関する条項) 1.会員は、会員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体(関係者)、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益

れ、または会社の通知によりこのカード取引が解約されても異議を申し立てないこと、また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい会員の責任とすることに同意するものとします。

①会社との取引に際し、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

<1>暴力団

<2>暴力団員

<3>暴力団準構成員

<4>暴力団関係企業

<5>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

<6>以上の者に準ずる者

②自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

<1>暴力的な要求行為

<2>法的な責任を超えた不当な要求行為

<3>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

<4>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為

<5>以上の行為に準ずる行為

2. 会員は、このカード取引の申込にあたって、前項①および②を表明・確約するものとします。

を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という)でないことを誓約し、且つ反社会的勢力に属さないことを確約するものとします。

2.会員は、つぎの各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。①自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力行為又は脅迫的言辞を用いる等すること ②事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等すること ③自らまたは第三者を利用して、会社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること ④自らまたは第三者を利用して、会社の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

<p>第30条(合意管轄裁判所) (省略)</p>	<p>第 29 条(合意管轄裁判所) (省略)</p>
<p>第31条(準拠法) (省略)</p>	<p>第 30 条(準拠法) (省略)</p>
<p>第32条(カード加盟店) 会員は、つぎの加盟店において、カードを利用して商品の購入やサービスの提供を受けることができます。なお、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、カード番号その他個人情報の窃取、悪用、売上伝票等の偽造・変造等が行われないよう十分に注意するものとします。 ①～②(省略) ③<u>Visa</u> と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店</p>	<p>第 31 条(カード加盟店) 会員は、つぎの加盟店において、カードを利用して商品の購入やサービスの提供を受けることができます。なお、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、カード番号その他個人情報の窃取、悪用、売上伝票等の偽造・変造等が行われないよう十分に注意するものとします。 ①～②(省略) ③<u>Visa インター</u>と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店</p>
<p>第33条(カードの利用手続き) 1.(省略) 2. 郵便・ファックス・電話による加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、取引の申込み書面に、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、<u>セキュリティコード</u>、<u>その他会社</u>にお届けいただいた住所等の個人情報その他の事項を記入のうえ、加盟店に送付していただくか、もしくは電話で加盟店に対して前記事項を告知していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。 3. オンラインによる加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、コンピューター等を利用した通信(オンライン)によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、会員の氏名、カード番号、カード有効期</p>	<p>第 32 条(カードの利用手続き) 1.(省略) 2.郵便・ファックス・電話による加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、取引の申込み書面に、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、会社にお届けいただいた住所等の個人情報その他の事項を記入のうえ、加盟店に送付していただくか、もしくは電話で加盟店に対して前記事項を告知していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。 3.オンラインによる加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、コンピューター等を利用した通信(オンライン)によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代</p>

<p>限、<u>セキュリティコード</u>、<u>その他会社</u>にお届けいただいた住所等の個人情報その他の事項をオンラインによって加盟店に送信していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。ただし、会員の氏名、カード番号・カード有効期限等をオンラインで送信することにより生じる危険(他人による傍受など)および損害(他人に傍受されたカード番号などによるカードの不正利用など)は、原則として会員に負担していただきます。</p> <p>4.(省略)</p>	<p>えて、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、会社にお届けいただいた住所等の個人情報その他の事項をオンラインによって加盟店に送信していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。ただし、会員の氏名、カード番号・カード有効期限等をオンラインで送信することにより生じる危険(他人による傍受など)および損害(他人に傍受されたカード番号などによるカードの不正利用など)は、原則として会員に負担していただきます。</p> <p>4.(省略)</p>
<p>第<u>34</u>条(カードの利用承認) (省略)</p>	<p>第 <u>33</u> 条(カードの利用承認) (省略)</p>
<p>第<u>35</u>条(債権譲渡等の承諾) (省略)</p>	<p>第 <u>34</u> 条(債権譲渡等の承諾) (省略)</p>
<p>第<u>36</u>条(商品の所有権留保) (省略)</p>	<p>第 <u>35</u> 条(商品の所有権留保) (省略)</p>
<p>第<u>37</u>条(利用代金の支払区分) (省略)</p>	<p>第 <u>36</u> 条(利用代金の支払い区分) (省略)</p>
<p>第<u>38</u>条(1回払い) (省略)</p>	<p>第 <u>37</u> 条(1回払い) (省略)</p>
<p>第<u>39</u>条(リボルビング払い) 1.(省略) 2. リボルビング払いの返済方式は、元金定額方式とし、詳細は次のとおりとします。 【元金定額方式】 会員があらかじめ指定する毎月のお支払い元金(3千円以上1千円単位でご指定いただけます。)に、手数料を加算した金額を、締切日の属する月のお支払い日以降毎月お支払いいただく方式(ただし、締切日時点での元金残高が毎月のお支払い元金に満たないときは、当該元金残高と手数料の合計額。)です。なお、毎月のお支払い元金の額により、リボルビング払</p>	<p>第 <u>38</u> 条(リボルビング払い) 1.(省略) 2.リボルビング払いの返済方式は、元金定額方式とし、詳細は次のとおりとします。 【元金定額方式】 会員があらかじめ指定する毎月のお支払元金(3千円以上1千円単位でご指定いただけます。)に、手数料を加算した金額を、締切日の属する月の翌日以降毎月お支払日にお支払いいただく方式(ただし、締切日時点での元金残高が毎月のお支払元金に満たないときは、当該元金残高と手数料の合計額。)。なお、毎月のお支払元金の額により、リボルビング払い利</p>

<p>い利用枠の額を制限させていただく場合があります。</p> <p>3.～5.(省略)</p>	<p>用枠の額を制限させていただく場合があります。</p> <p>3.～5.(省略)</p>
<p>第40条(遅延損害金)</p> <p>会員は、会社に対するカードショッピングによるカードご利用代金について支払債務を約定どおりに履行しなかった場合、つぎの遅延損害金を会社にお支払いいただきます。</p> <p>①弁済金等の支払いを遅延した場合、遅延した金額に対して支払期日の翌日より支払済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金</p> <p>②リボルビング払いにおいて期限の利益喪失の場合は、<u>残金額</u>に対して、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金</p>	<p>第39条(遅延損害金)</p> <p>会員は、会社に対するカードショッピングによるカードご利用代金について支払債務を約定どおりに履行しなかった場合、つぎの遅延損害金を会社にお支払いいただきます。</p> <p>①支払いを遅延した場合、遅延した金額に対して支払期日の翌日より支払済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金</p> <p>②期限の利益喪失の場合は、<u>各残高の金額(リボルビング払いの場合は、経過約定手数料を含みます。)</u>に対して、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金</p>
<p>第41条(加盟店との紛議等)</p> <p>(省略)</p>	<p>第40条(加盟店との紛議等)</p> <p>(省略)</p>
<p>第42条(見本・カタログ等と現物の相違)</p> <p>(省略)</p>	<p>第41条(見本・カタログ等と現物の相違)</p> <p>(省略)</p>
<p>第43条(支払い停止の抗弁)</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.第1項の定めにかかわらず、つぎのいずれかにあたるときは、会員はお支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、<u>第41条</u>により会員と加盟店との間において解決していただくものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②権利を購入する場合であって、<u>当該権利が割賦販売法に規定する指定権利以外であるとき</u></p> <p>③～④(省略)</p> <p>⑤<u>海外加盟店でのカード利用であるとき</u></p> <p>⑥(省略)</p> <p>6.(省略)</p>	<p>第42条(支払い停止の抗弁)</p> <p>1.～4.(省略)</p> <p>5.第1項の定めにかかわらず、つぎのいずれかにあたるときは、会員はお支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、<u>第40条</u>により会員と加盟店との間において解決していただくものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②権利を購入する場合であって、<u>割賦販売法に規定する指定権利以外であるとき</u></p> <p>③～④(省略)</p> <p>⑤<u>日本国外でカードを利用していたとき</u></p> <p>⑥(省略)</p> <p>6.(省略)</p>
<p>第3部エディ(電子マネー)条項</p>	<p>第3部エディ(電子マネー)条項</p>

旧第43条～第49条(削除)

第43条(エディの利用)

会社が会員にお貸しするカードに搭載される非接触ICは、会社が発行する電子マネーエディ(会社が貨幣価値を電子的情報に置き換えて販売するもので、Edy カード加盟店において商品代金等の支払いとして使用することのできる電子的価値の名称。以下「エディ」といいます。なお、エディをそのICに蓄積したカードは前払式証票となります。)を蓄積、使用するための機能を備えています。会員は、本条以下に定めるエディ条項および会社が別途定める Edy カード利用約款等に従い、カードを Edy カードとしてご利用いただくことができます。

第44条(Web サイトを利用したカードによるエディの購入)

会社がインターネットの Web 上に設けた専用サイトにおいて会員がエディを購入する場合、会員は、リーダ・ライタの所定の場所にカードを置き、会社が定める手順でコンピューターを操作することにより、会社からエディを購入することができます。この場合のエディ購入代金は、カードショッピングのご利用代金として、カードによるお支払いとなります。なお、そのカードショッピングご利用代金のお支払いは、1回払いとさせていただきます。

第45条(エディについての損害)

1. カードに蓄積されたエディは、現金と同様の管理が必要です。会社および Edy カード加盟店は、エディの使用に関しては、カードの保有者が正当な権利者であるとみなして、そのカードに表示された氏名とカードの保有者が同一人であるか等の確認を行うことなく、エディの使用に応じることとなります。したがって、カードを紛失されまたは盗難にあわれた場合のカードに蓄積されたエディの損失・損害およびエディを他人に使用されたことによる損害は、会員にご負担いただくこととなります。会員は、これをあ

らかじめ承諾します。

2. エディに関する損失・損害は、第14条に定める会員に生じた損害のてん補条項の対象外とします。

第46条(更新カード発行時のエディの取扱い)
第7条第2項にもとづき新カードが発行された場合において、カード有効期限の切れたカードにエディが蓄積されている場合には、会員は、そのエディを使いきった後、第7条第3項により、カード有効期限の切れたカードを処理していただくものとします。

第47条(退会時のエディの取扱い)

会員は、カードにエディが蓄積されている場合には、エディを使いきった後に、第25条による退会手続きをとることができるものとします。退会に際して、エディが蓄積されたカードをご返却いただいた場合には、会員はそのエディの使用権を放棄されたものとして会社が取扱うことを異議なく承諾します。

第48条(会員資格の取消し時およびカード回収時のエディの取扱い)

1. 会員は、第24条にもとづき会社から会員資格の取消しを受けたときは、Edy カードとしても利用することもできないものとします。この場合、会員は以下の手続きをとることにより、会社との間で、未使用となったエディの精算を行うものとします。

①会員は、リーダー・ライターもしくは会社所定の場所に設置されたエディ読取端末機を操作してエディの未使用残高をプリントアウトし、当該プリントアウトした用紙をカードとともに簡易書留郵便で会社へ送付していただきます(普通郵便での送付の場合、未着、延着等のリスクは会員に負担していただきます。)。万一、プリントアウトした用紙の送付がない場合は、会社が確認した未使用残高をもって精算するものとします。

②会社は、受領したカードのエディ未使用残高

を会社のエディ読取装置で確認し、添付されたプリントアウト用紙に印字されたエディ未使用残高と一致していることを確認するものとし、ます。万一、エディ未使用残高が相違している場合には、会社は、会員に対してEdyカードとしての利用履歴を示して相違の事実を通知するものとし、ます。この場合、会員は、会社で確認できたエディ未使用残高が精算の対象となることをあらかじめ異議なく承諾し、ます。

③会員の会社に対する未払いの債務(遅延損害金等を含みます。)がある場合には、会社は、エディ未使用残高とその時点において確定した会員の未払い債務(以下「確定債務」といいます。)の全部または一部を対当額で相殺することにより、エディ未使用残高の精算を行うものとし、会員はこれを異議なく承諾し、ます。

④エディ未使用残高の額が確定債務の額より大きい場合には、会社は、会社がカードを受領した日から概ね2週間以内に会員のお支払い口座にその差額(以下「精算金」といいます。)を現金で振り込むことにより、これを精算するものとし、ます。また、会員の会社に対する未払い債務がない場合も、同様とし、ます。ただし、精算金の振込費用は会員の負担とし、ます。

2. 前項の場合において、会社が加盟店やATM等などを通じてカードを回収した場合には、会社のエディ読取装置で確認できたエディ未使用残高をもって、前項第3号および第4号の精算を行うものとし、会員はこれを異議なく承諾し、ます。なお、加盟店およびATM等などを通じて回収されたカードが会社に到着するまでに2週間程度を要することから、前項第4号の定めにかかわらず、この場合の精算金の振り込みはカード回収日から概ね30日以内に行われるものとし、ます。

3. 会員は、精算金に利息、遅延損害金等は発生しないこと並びにカードの回収・返還に伴い

	<p>エディを使用できないことによる損害(逸失利益、機会損失を含みます。)について、<u>会社が責任を負わないことを異議なく承諾します。</u></p> <p>第49条(Edy カード利用約款等)</p> <p><u>エディ条項に定めのない事項は、すべて Edy カード利用約款または、Edy サービス利用約款が適用されます。</u></p>
<p>【別表】</p> <p>・リボルビング払い</p> <p>〈手数料率〉実質年率<u>14.60%</u></p> <p>〈お支払い例〉</p> <p>(毎月のお支払元金を10,000円に指定し、かつ実質年率<u>14.60%</u>の場合)</p> <p>8月30日に50,000円ご利用の場合</p> <p>◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)</p> <p>(1)支払元金 …10,000円</p> <p>(2)手数料 …ありません。</p> <p>(3)弁済金 …10,000円((1))</p> <p>(4)支払後残高…50,000円－10,000円=40,000円</p> <p>◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)</p> <p>(1)手数料(9月16日から10月15日までの分。支払日をまたぐので元本が途中で変わります)</p> <p>…50,000円×<u>14.60%</u>×25日÷365日＋40,000円×<u>14.60%</u>×5日÷365日=<u>580円</u></p> <p>(2)支払元金 …10,000円</p> <p>(3)弁済金 …<u>10,580円</u>((1)<u>580円</u>＋(2)10,000円)</p> <p>(4)支払後残高…30,000円(40,000円－(2)10,000円)</p> <p>〈ご相談窓口〉</p>	<p>【別表】</p> <p>・リボルビング払い</p> <p>〈手数料率〉実質年率<u>12.00～18.00%</u></p> <p>〈お支払い例〉</p> <p>(毎月のお支払元金を10,000円に指定し、かつ実質年率<u>15.00%</u>の場合)</p> <p>8月30日に50,000円ご利用の場合</p> <p>◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)</p> <p>(1)支払元金 …10,000円</p> <p>(2)手数料 …ありません。</p> <p>(3)弁済金 …10,000円((1))</p> <p>(4)支払後残高…50,000円－10,000円=40,000円</p> <p>◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)</p> <p>(1)手数料(9月16日から10月15日までの分。支払日をまたぐので元本が途中で変わります)</p> <p>…50,000円×<u>15.00%</u>×25日÷365日＋40,000円×<u>15.00%</u>×5日÷365日=<u>595円</u></p> <p>(2)支払元金 …10,000円</p> <p>(3)弁済金 …<u>10,595円</u>((1)<u>595円</u>＋(2)10,000円)</p> <p>(4)支払後残高…30,000円(40,000円－(2)10,000円)</p> <p>〈ご相談窓口〉</p> <p>1.～2.(省略)</p>

<p>1.~2.(省略)</p> <p>3. 支払い停止の抗弁に関する書面(第43条第4項)その他本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記<u>カスタマーセンター</u>までご連絡ください。</p> <p>[<u>カスタマーセンター</u>]東京都千代田区神田錦町3丁目26番地</p> <p>電話番号<u>0120-365-723</u></p>	<p>3.支払い停止の抗弁に関する書面(第42条第4項)その他本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記<u>お客様ご相談室</u>までご連絡ください。</p> <p>[<u>お客様ご相談室</u>] 〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号</p> <p>電話番号 <u>03-3475-8666</u></p>
--	---

【2通貨決済機能付クレジットカードポイントリワード規定】

変更箇所および変更内容(新旧対比)

新	旧
<p>第1条(ポイントリワード)</p> <p>ポイントリワードは、<u>ソニー銀行株式会社</u>(以下「会社」といいます。)がこの規定にもとづき運営するポイントシステムです。</p>	<p>第1条(ポイントリワード)</p> <p>ポイントリワードは、<u>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</u>(以下「会社」といいます。)がこの規定にもとづき運営するポイントシステムです。</p>
<p>第2条(ポイントリワード対象カード)</p> <p>ポイントリワードは、<u>会社が発行するクレジットカードの特典サービス</u>です。</p>	<p>第2条(ポイントリワード対象カード)</p> <p>ポイントリワードは、<u>会社が発行するクレジットカードの特典サービス</u>です。<u>ただし、一部のカードにはポイントリワードの特典サービスは付いていません。</u></p>
<p>第10条(ポイントリワードの変更・終了)</p> <p>会社は、ポイントリワードによる特典サービスを予告なく変更あるいは終了することがあります。ポイントリワードの終了の場合、会社が定める期日までに景品の交換を行っていただきます。この場合、第<u>8</u>条の有効期間にかかわらず、景品交換締切日をもって、ポイントは失効します。</p>	<p>第10条(ポイントリワードの変更・終了)</p> <p>会社は、ポイントリワードによる特典サービスを予告なく変更あるいは終了することがあります。ポイントリワードの終了の場合、会社が定める期日までに景品の交換を行っていただきます。この場合、第<u>7</u>条の有効期間にかかわらず、景品交換締切日をもって、ポイントは失効します。</p>